

第2次嵐山町男女共同参画プラン（案）におけるパブリックコメントについて

実施時期：平成24年3月1日（木）～3月21日（水）

対 象：(1) 町内に住所を有する方
 (2) 町内に事務所又は事業所を有する方

閲覧場所：ホームページ、役場地域支援課

■結果

意見提出者	1名
意見項目	8項目

■意見一覧

項目	意見（原文のまま）	パブリックコメントに対する回答
第5章 1 政策・方針決定 過程における男 女共同参画の推 進の基本的な取 り組みについて	(経歴等は削除) ③の実施方法として、女性の管理職登用・役員登用がある場合、嵐山町において表彰をする規定を設ける。 【理由】 男女共同参画に関する表彰規定が嵐山町にはまだない。表彰を受けることで企業等のモチベーションを高くすることができる。	経済活動を行っている団体における女性管理職登用・役員登用については、現状においてその実態把握が難しい状況にあります。そのため、第2次男女共同参画プランにおいては、団体等に対し女性の採用や管理職・役員における女性の登用などの面において、積極的な啓発に取り組むことを主体としています。
	④として、具体的な取り組みに、「毎年、嵐山町女性議会ないしは女性会議を開催し、各年代の女性が町に政策提案できる場を設ける」を加える。 【理由】 女性議員が嵐山町議会においても増えず、女性の視点を男性が持つことは難しく、選挙のハードル	女性による政策提言の場を設けることにつきましては、各種施策に対するパブリックコメントの募集、「町民の声」をはじめ、町政モニター制度、また平成24年度から始まる議会モニター制度など、現在でも様々な機会や方法を提供しています。これらを通じて男女を問わず政策提案できるものであると

	<p>を越えるよりも、より簡易に女性が町政に参画できる道筋をつくる必要がある。</p>	<p>考えており、現状では改めて女性議会や女性会議の開催を具体的に計画に盛り込むことは考えていません。</p> <p>なお、ご意見の趣旨に対応できるよう今後も機会の提供には努力してまいります。</p>
	<p>P24、2、雇用等の分野における男女差別のない環境の整備の具体的な取り組み①男女雇用機会均等法の推進、④男性職員の育児・介護休暇の取得推進については、取り組みがあった場合、表彰を行う。</p> <p>【理由】 企業等のモチベーションを高めることができる。</p>	<p>団体等に対する女性の採用や管理職・役員における女性の登用と同様の理由から、積極的な啓発活動に取り組むことを主体としております。</p>
	<p>③仕事と子育て・介護の両立に向けた支援の具体的な取り組みリプロダクティブヘルス/ライツの啓発・及び、母子保健の向上推進においては、「若い女性が積極的にかかわれるような企画を行う」等の一文を加える。</p> <p>【理由】 未婚、出産をしていない女性等は、妊娠・出産等の身体の変化をイメージすることが難しいこと、若い女性が気楽に身体等について語る場がないため、行政として意識的に機会をつくる必要がある。</p>	<p>第2次男女共同参画プランでは、全体を通じて基本的には個々の具体的な取り組みについて改めて明記しておりませんが、これまで取り組んできた事業を継続するとともに、課題解決に向けた取り組みを積極的に推進することを基本としております。</p>
<p>4 地域、防災、環境その他の分野における男女共同参画の推進</p>	<p>① 地域における男女共同参画活動への支援の具体的な取り組みにおいては、地区役員・行政区・防災リーダー等が女性が3分の1以上登用されている区について、毎年、嵐山町は表彰し、地区の意識改革を進める。</p> <p>【理由】 嵐山町では、実際は、女性が役員の業務を行っていても、夫の名前で登録するなどの男性を表に立てる意識が潜在的な固定的な役割分担意識が残っているために、積極的に各区の実態を改める。</p>	<p>地域における男女共同参画の推進につきましては、ご意見のとおり女性が主に参加している一方で、地域活動の構成員として名を連ねる方が男性になっているような実態もあると考えられます。</p> <p>一方、自治会・行政区活動は地域による特色や考え方も様々です。このような点も踏まえ第2次プランにおいては、女性の方も名前を連ねていただくことや、男女を問わず積極的に地域活動へ参画していただけるような啓発活動を推進することを主体としています。</p>

<p>5 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にするための教育・学習の充実</p>	<p>① の地域社会における学習機会の提供の、具体的な取りくみとして、人権問題研修会等による男女共同参画に関連する学習機会の提供ではなく、NWE C等の開催する各種研修会が開催する男女共同参画に関連する学習機会の提供を記すこと。</p> <p>【理由】</p> <p>人権問題研修会等との記し方では、地域支援課・文化スポーツ課の職員の人権研修が同和団体主催研修会であり、そのことを意味しているといえる。事実平成24年度においても45万円弱の予算を計上している。嵐山町の男女共同参画の際立った特徴は、嵐山町にNWE Cが存在することである。</p> <p>NWE Cが立地していることの活用を生かした取り組みにすることが重要である。</p>	<p>男女共同参画社会の実現に向けた取り組みとして、独立行政法人国立女性教育会館との連携は今後も重要であると考えています。また、町職員の研修等についても、多くの職員が積極的に参加することに努めたいと考えております。</p> <p>ご意見のとおり、事業の概要の中に「独立行政法人国立女性教育会館等の開催する研修」の文言を入れさせていただきます。</p>
	<p>② の学校等における男女共同参画教育の推進についても、同様である。具体的な取り組みの「学校・幼稚園における男女共同参画の視点に立った教育の推進」の事業の概要では、さらに、「NWE Cで開催する女性科学者のための夏休み研修には、必ず嵐山町の女子中学生を参加させる取り組みを行う」を付け加える。</p> <p>【理由】</p> <p>嵐山町の特徴であるNWE Cを実際の教育にも活用することがベターな政策である。</p>	<p>「独立行政法人国立女性教育会館で開催する女性科学者のための夏休み研修」につきましては、確認した結果、本事業は受託事業であり、事業が毎年確実に実施されるか不明であるとのことであったことから、具体的な取り組みに付け加えることは困難なものと思われまます。</p>

<p>第6章 プランの推進体制</p>	<p>嵐山町の特徴として、NWE Cの存在があるため、3、NWE Cとの連携を加え、嵐山町各課は、NWE Cが開催する研修会に積極的に参加して、知見を高めるよう図ることを一文として加える。</p> <p>【理由】</p> <p>もっと積極的に、嵐山町にNWE Cがあり、持っている情報やスキルを活用すべきです。そのことが第2次嵐山町男女共同参画プラン案に記されてなく残念です。</p>	<p>独立行政法人国立女性教育会館との連携につきましては、第7章 関係機関との連携の1行政機関、各種組織・団体等との連携の中に「独立行政法人国立女性教育会館」との連携を付け加えることとします。</p>
-------------------------	--	--